

## 秋田県告示第197号

令和5年4月20日秋田赤十字病院労働組合執行委員長 工藤滝子から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

令和5年4月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 事件

- (1) 労働条件に関する事。
- (2) 賃金・手当に関する事。
- (3) 福利厚生に関する事。
- (4) その他

### 2 日時

令和5年5月8日以降、要求解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

### 3 場所

秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1 秋田赤十字病院

### 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部組合員によるストライキその他の全ての行為を行う。